

松崎町告示第129号

松崎町なまこ壁建造物改修事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年12月27日

松崎町長 深澤 準弥

松崎町なまこ壁建造物改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、当町の良好な景観の形成を図るため、景観形成に寄与するなまこ壁建造物の改修を行う者に対し、町が予算の範囲内において松崎町なまこ壁建造物改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和33年松崎町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号）及び松崎町景観まちづくり条例（令和3年松崎町条例第8号。以下「条例」という。）、松崎町景観計画（令和3年松崎町告示第85号。以下「景観計画」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) なまこ壁建造物 外壁等になまこ壁が施工されている建造物をいう。
- (2) 景観重要ななまこ壁建造物 景観計画における重要な景観資源として、中心集落地景観ゾーンの歴史的建造物に位置づけられた建造物をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる建造物（以下「補助対象建造物」という。）の所有者又は管理者若しくは建造物の保全に係る建築行為等しようとする者（国の機関又は地方公共団体その他町長がこれに類する者と認めるものを除く。）で、町税等の未納がない者とする。

- (1) 条例第24条に規定するまつどき景観資産の指定を受けたなまこ壁建造物

(2) 景観重要なまこ壁建造物

- 2 補助金の交付を受けようとする者が、松崎町暴力団排除条例（平成23年松崎町条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この項において「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体である場合には、補助金の交付はしない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助対象建造物のなまこ壁等の外観の保全に必要な改修に要する別表に掲げる経費とする。

- 2 屋根の葺き替えや柱や土壁等の構造部分の改修に要する経費は、補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100万円のうちいずれか少ない額とする。

- 2 補助金は、同一の補助対象建造物の補助事業について、予算の範囲内において、1会計年度につき100万円を限度として交付するものとする。
- 3 当該補助事業について、他の補助を受けていないものに限る。

(補助の要件)

第6条 所有者以外の者が補助事業を実施する場合は、当該補助対象建造物の所有者の同意を得なければならない。

- 2 補助金により実施される事業は、町内の業者において施工されるものでなければならない。ただし、町内の業者により難い特別な事情がある場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、なまこ壁建造物改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 見積書の写し
- (3) 現況写真
- (4) 改修同意書（様式第2号。所有者以外の者の申請に限る。）
- (5) 資金状況調べ（様式第3号。概算払の承認申請をする場合に限る。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、なまこ壁建造物改修事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付を決定する際の条件は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（3）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存保管しておかなければならない。

（変更等の承認申請）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、なまこ壁建造物改修事業補助金変更等承認申請書（様式第5号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、なまこ壁建造物改修事業補助金変更等承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、なまこ壁建造物改修事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し

（2）施工中及び施工後の写真

（3）その他町長が必要と認める書類

（交付確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、なまこ壁建造物改修事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、請求書（概算払請求書）（様式第9号）により町長に補助金の請求を行うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があるときは、概算払の請求をすることができる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	内容
改修	1 なまこ壁の漆喰の上塗り 2 なまこ壁の瓦の補修や貼り替え 3 鬼瓦の裏盛り、はなぶか、鉢巻、持送り、熨斗止め、恵振板、長押、座等の補修 4 漆喰壁のひび割れ等の補修 5 屋根漆喰の施工及び補修 6 折れ釘の補修 7 足場の設置及び撤去 8 その他なまこ壁等の外観の保全に必要な改修

様式第1号（第7条関係）

なまこ壁建造物改修事業補助金交付申請書

年 月 日

松崎町長 様

住所(所在地)

名称(団体名)

氏名(代表者)

年度において、なまこ壁建造物改修事業補助金に係る事業を実施したので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

また、本申請にあたり申請者の町税等の納付状況に関する事項について、松崎町が調査することについて同意します。

なお、交付決定の上は、概算払いされるよう併せて申請します。

事業の場所	
事業の所在地	松崎町
事業の内容	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
施工業者	
補助対象経費	
交付申請額	
概算払の承認申請	(1) 金額 円 (2) 理由 (3) 時期

(注) 概算払いの承認申請をしない場合は、不要な文字を抹消すること。

様式第2号（第7条関係）

改修同意書

私は、松崎町なまこ壁建造物改修事業補助金交付申請にあたり、申請者が下記の建造物の改修を行うこと及び補助金の交付を受けることについて、同意します。

記

建造物所在地：松崎町

建造物の種類：

年 月 日

松崎町長 様

申請者 住所(所在地)
名称(団体名)
氏名(代表者)

所有者 住所(所在地)
名称(団体名)
氏名(代表者)

様式第3号（第7条関係）

資 金 状 況 調 べ

（単位：円）

月別 区分		月	月	月	月	月	計
収入							
	計						
支出							
	計						
差引残高(累計)							

（注） 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第4号（第8条関係）

なまこ壁建造物改修事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

松崎町長

印

年 月 日付けで申請のあったなまこ壁建造物改修事業について、次のとおり補助金交付を決定したので通知します。

1 決定の内容

- (1) 金額 円
- (2) 交付対象 補助金交付申請書に記載された事業

2 概算払の承認

- (1) 金額 円
- (2) 時期

様式第5号（第10条関係）

なまこ壁建造物改修事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

松崎町長 様

住所(所在地)

名称(団体名)

氏名(代表者)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたなまこ壁建造物改修事業の変更等をしたいので、承認されるよう申請します。

1 変更申請額 円

2 変更等の内容

3 変更等の理由

様式第6号（第10条関係）

なまこ壁建造物改修事業補助金変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

松崎町長

印

年 月 日付けで変更等承認申請のあったなまこ壁建造物改修事業について、次のとおり変更等の承認を決定したので通知します。

1 決定の内容

- (1) 金額
- (2) 変更等の内容

様式第7号（第11条関係）

なまこ壁建造物改修事業補助金実績報告書

年 月 日

松崎町長 様

住所(所在地)

名称(団体名)

氏名(代表者)

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けたなまこ壁建造物改修事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

様式第 8 号（第 12 条関係）

なまこ壁建造物改修事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

松崎町長 印

年 月 日付けで実績報告のあったなまこ壁建造物改修事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の交付確定額 円

様式第9号（第13条関係）

請 求 書（概算払請求書）

年 月 日

松崎町長 様

住所(所在地)

名称(団体名)

氏名(代表者)

印

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付
確定（決定）を受けたなまこ壁建造物改修事業補助金として、下記のとおり請
求します。

記

1 請求金額 円

2 振込口座

金融機関名	銀行・金庫・農協・信漁連
	本店・支店・支所
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	